

平成30年度

次世代の海外研修への助成事業募集のお知らせ

公益財団法人福島県国際交流協会では、国際社会に貢献し世界をリードする幅広い視野や国際感覚を持った人材を育成するために助成を行っています。

平成30年度の助成の募集をしておりますので、希望される方は早めに申請してください。

助成額	助成対象事業の実施期間
5万円以上10万円以内	平成30年4月1日（日）～平成31年3月15日（金）

申請期間 平成30年4月1日（日）～平成30年8月31日（金）17時必着

（申請期間内に研修が開始となる場合は、研修開始日2週間前までに申請を行ってください。）

1 申請対象者

次の要件のいずれにも合致する方が対象です。

- （1） 県内在住者または大学等及び勤務先が県内である者
福島県内から県外の大学等や勤務先へ通学・通勤している方、または県外在住者であっても大学等や勤務先が福島県内である方が対象です。
- （2） 原則として18歳以上（高校在学中の者は除く）39歳以下
社会人の方も39歳以下であれば対象です。
- （3） 非営利の国際交流・協力団体や大学等が主催する海外研修プログラムに参加する者、又は自らが企画して海外研修を行おうとする方
海外でのボランティア活動や調査活動も含まれます。ただし、語学のみを目的とした研修（留学）は除きます。

2 申請対象研修

国際社会に貢献し世界をリードする幅広い視野や国際感覚を持った人材の育成を目的とした海外研修が対象です。

ただし、次のいずれかに該当する研修は助成の対象となりません。

- （1） 営利を目的とする団体等が主催する研修
- （2） 政治又は宗教に関する研修
- （3） 法令に抵触し又は公序良俗に反する研修

3 助成内容

(1) 助成額

1人あたり5万円以上10万円以内（1万円単位とし、千円以下は切り捨てる。）

(2) 助成率

10/10以内

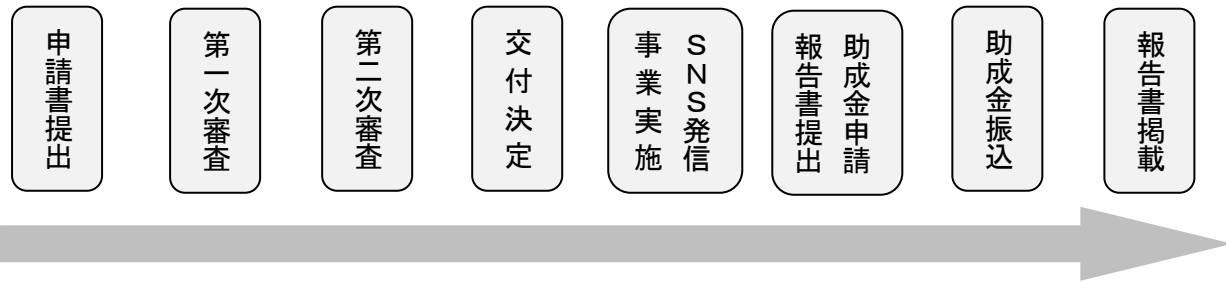
(3) 助成対象経費

以下に記載がない支出については、事前に問い合わせてください。また、見積書を積算根拠として添付してください。

区分	支出科目
対象となる経費	<ul style="list-style-type: none">・ 国内移動費 居住地から国内国際空港間の公共交通機関による往復運賃が対象です。申請者本人の氏名が記載されている領収証の原本が必要です。 ・ 渡航費 国内国際空港から渡航先国際空港間の航空機往復運賃が対象です。航空券の半券の原本または搭乗証明書等の原本が必要です。 ・ 空港施設使用料 ・ 燃油サーチャージ ・ 滞在費(宿泊費含む) 研修国内での宿泊費・食費・移動費・研修活動経費です。実際の経費にかかわらず、一律5,000円×研修国での滞在日数（入国日から出国日）が対象となります。ただし、機中泊は含みません。宿泊先が記載された研修日程表を提出してください。
対象とならない経費	<ul style="list-style-type: none">・ パスポート取得費及び保険料 研修に参加するための取得及び加入であっても対象外です。

※領収証等に氏名がないものや「上様」と記入されたもの、複写したものは対象外です。研修中に紛失しないよう保管に注意してください。

4 申請の流れ



(1) 申請書提出

「平成30年度次世代の海外研修への助成事業申請書（様式1）」を平成30年8月31日（金）17時までに福島県国際交流協会（以下「協会」という）へ提出してください（郵送の場合は必着）。申請書は「平成30年度次世代の海外研修への助成事業申請書（様式1）」記載例を参考にすること。協会まで申請書を持参する方は、事前に電話連絡の上、お越しく下さい。

なお、平成30年8月31日（金）までに研修が開始する場合は、開始日の2週間前までに申請書を提出してください。開始日以降の申請は認めません。また、提出期限内に申請書の提出がない場合や書類に不備があった場合は受付できません。

(2) 第一次審査

申請書等の内容について、過去に提出のあった申請書との類似や研修にかかる費用を確認します。第1次審査結果については、平成30年9月28日（金）までに申請者本人に連絡します。

(3) 第二次審査

審査委員会を開催し、第1次審査通過者によるヒアリング及び申請書類に基づき審査を行い、助成の有無を決定します。なお、審査委員会には申請者本人が出席し、ヒアリングを受けることが必須となります。審査については以下のとおりです。

【審査委員会】

開催日：平成30年10月中旬～下旬

（開催日時は開催日の2週間前までに当協会HPで案内予定）

会 場：当協会研修室（福島市舟場町2-1 福島県庁舟場町分館2階）

その他：ヒアリングにかかる一切の費用（交通費、資料代等）は自己負担となります。

【審査基準】

目的	内容
研修の的確性	研修の内容が申請対象者の目的に沿ったものであり、明確かつ具体的であること。
研修における積極性	参加する研修において、積極的に学ぼうとする意欲が認められること。
研修の経費に係る妥当性	研修の経費が研修の内容に見合っており、経費の見積が適切であること。
研修終了後の発展性	研修成果を生かし、研修終了後にどのような活動等を行うかについて明確なビジョンを持っていること。

(4) 交付決定

審査委員会開催後、助成金の交付の有無について通知します。

(5) 事業実施・SNS発信

ツイッターやフェイスブック等で、研修中や帰国後の取組みについて情報発信してください。

(6) 助成金申請・報告書提出

交付決定を受けた方は、研修終了後1か月以内に以下の書類等を協会へ提出します。ただし、平成31年3月に当該研修を実施する場合は、3月22日（金）までに提出しなければなりません。

定められた提出期限を守れなかったり、書類に不備が見つかった場合は、助成金の交付は取り消しになりますのでご注意ください。

提出された報告書を確認後、請求書に基づき助成金を交付します。

提出様式	注意点	提出
平成30年度次世代の海外研修への助成事業報告書（様式2）	・申請者本人の名前が記載されている領収書等を添付。 ・ワードデータに活動の様子がわかる写真を貼付し、説明書きを簡潔に添えること。	原本とデータ
平成30年度次世代の海外研修への助成事業助成金交付請求書（様式3）	・研修に係る支出を確定してください。 ・申請者本人の口座へ助成金を振り込みますが、振込先確認のため通帳の金融機関名、支店名、振込口座がわかる部分の写しを添付すること。	原本 通帳写

※交付決定を受けた時点で海外研修が終了している場合は、交付を通知した日から1か月以内に上記の書類等を協会へ提出することとなります。

(7) 報告書掲載

「平成30年度次世代の海外研修への助成事業報告書（様式2）」の記載内容のうち、氏名、研修名、主催団体名、研修国、研修期間、研修目的、研修内容、研修の成果、今後の取組及び研修の様子がわかる写真（2～3枚）を協会のHPに掲載します。

5 概算払

交付決定を受けた後、希望者は「平成30年度次世代の海外研修への助成事業概算払請求書（様式4）」を協会に提出することで概算払を受けることができます。ただし、交付決定額の60%以内とし、千円単位で百円以下は切り捨てるものとします。

なお、概算払による交付を受けた後に、助成対象経費の減額があり、助成対象経費の総額が概算払による交付額を下回った場合には、概算払による交付額から助成対象経費の総額を差し引いた額を協会へ返還することとなります。（振込料は申請者負担）

6 計画変更

申請書提出後の申請内容の変更は、原則として認めません。ただし、金額の変更または研修が中止となった場合は、協会に連絡し、「平成30年度次世代の海外研修への助成事業計画変更（一部変更・中止）承認申請書（様式5）」を研修開始日の2週間前までに提出して協会の承認を受けなければなりません。

ただし、協会が軽微と認めた変更についてはこの限りではありません。

7 その他

- (1) 同一のプログラムにグループ(団体またはサークル等)で参加する場合、同一グループからの申請は1名となります。同一のプログラムに対し、参加する複数のグループから申請があった場合は、こちらの方で申請内容により優先順位をつけさせていただきます。
- (2) 報告書等の定められた提出期限を守れない場合または報告書に不備が見つかった場合は、助成金の交付は取り消しとなりますのでご注意ください。

<問い合わせ・提出先>

公益財団法人福島県国際交流協会

〒960-8103 福島市舟場町2-1 福島県庁舟場町分館2階

TEL 024-524-1315 / E-mail info@worldvillage.org